

令和 7 年度

**姫路市リノベーション内装工事費支援事業
募集要項**

[募集期間]

令和 7 年 4 月 1 日（火）～ 令和 8 年 1 月 30 日（金）

令和 7 年 4 月 1 日

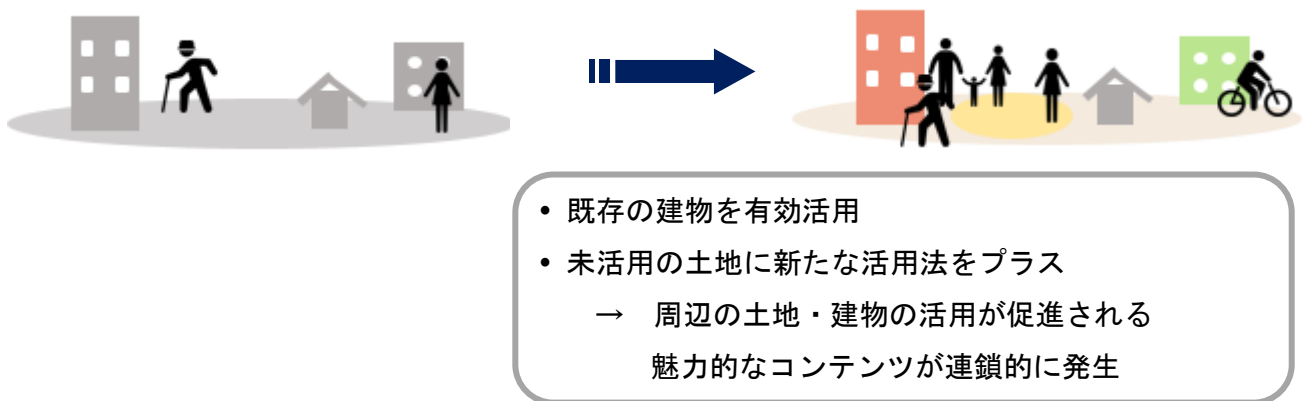
姫路市産業振興課

1. 趣 旨

姫路市では、リノベーションまちづくりの手法を用いて事業者のアイデアが実現され、エリアの価値が向上し経済が活性化・にぎわいが創出されることで、空き家・空き店舗等の遊休不動産の増加や後継者不足による閉店がもたらす地域経済圏の消失等の社会課題の解決を目指しています。

「リノベーションまちづくり」とは

空き家、空き店舗、空きビル及び空き地等の既存の建物や土地（≡遊休不動産）をリノベーションの手法による活用を行い、遊休不動産の再生と質の高い雇用の創出等を掛け合わせ、新たな産業振興と地域コミュニティの再生を図ることを目的としたまちづくり事業



2. 対象事業

以下に示す対象区域において、空き家・空き店舗等の遊休不動産に対してリノベーションまちづくりの手法を用いた新たな事業のうち、下記A～Eを全て満たすものとします。

【対象区域】

姫路駅西エリア

※エリアの詳細は「姫路市リノベーション内装工事費支援事業補助金交付要綱」及び「別紙対象区域図」をご確認ください。

【対象事業】

- A 対象エリアにおける来街者の増加や認知度の向上など、活性化につながるまたは活性化の機運が高まるような、一定の効果が期待できるもの
- B 週4日以上、午前10時から午後6時までの間に4時間以上営業を行うもの
- C 事業の効果を最大限発揮できるよう、事業計画を策定し実施するもので、令和8年3月31日（火）までに完了するもの

D 対象エリアの地域住民等と連携して行われるもの

E 国・県・市その他の補助金を活用していない、また活用予定のない事業であるもの

3. 補助対象者

上記「2. 対象事業」に示す事業を主体的に実施できる各種団体または個人

※法人格の有無は問いません。

【具体例】

まちづくり会社、株式会社、有限会社、公益法人、事業協同組合、社会福祉法人、特定非営利活動法人、任意の実行委員会、有志により構成されるグループ 等

※ただし、以下に掲げるものに当てはまるものは対象外とします。

宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体、暴力団や暴力団員の統制下にある団体

4. 応募方法

(1) 募集期間（時間）

令和7年4月1日（火）から令和8年1月30日（金）まで

※平日午前9時から午後5時まで（ただし正午から午後1時を除く）

(2) 提出書類

下記書類を提出してください。

- ① 事業計画書（様式第1号）
- ② 事業収支予算書（様式第2号）
- ③ 応募者概要説明書及び名簿（様式第3号）
- ④ 承諾書（様式第4号）
- ⑤ 誓約書（様式第5号）

※提出書類の様式は、[姫路市ホームページ](#)よりダウンロードしてください。

(3) 提出先

姫路市産業振興課（中心市街地活性化担当）まで持参してください。

※郵送不可

(4) 注意事項

- ① 提出された書類は、返却しません。また、提出に関する費用（資料作成費、通信運搬費、交通費等）は応募者の負担とします。
- ② 応募書類に関する連絡先等の個人情報等は、適切に管理し、本事業以外の目的には使用しません。

5. 補助概要

(1) 補助率及び補助限度額

【補助率】補助対象経費の1／2以内

【補助限度額】500千円

(3) 補助対象期間

交付決定日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 補助対象経費

事業の実施に必要な内装工事費とします。

※以下の経費は対象となりません。

ア 補助対象事業者内での取引に係る経費

イ 補助金交付決定日前に着手した事業に要する経費

ウ 補助対象事業であることが特定できない経費

エ 領収書等の支払根拠書類がない経費

オ 消費税及び地方消費税（補助対象経費に係る消費税及び地方消費税額の仕入控除税額がない見込みの補助対象事業者は除く）

(5) 注意事項

姫路市補助金等交付規則及び姫路市リノベーション内装工事費支援事業補助金交付要綱を遵守してください。

※補助金の支払いは、原則として事業完了後となります。

6. 審査

(1) 審査方法

採択は、資格要件及び事業計画等の書類審査を経て、選定会議で以下の事業認定の基準により審査を行い決定します。また、必要に応じてヒアリングや現地調査を行います。結果については、書面で応募者に通知します。

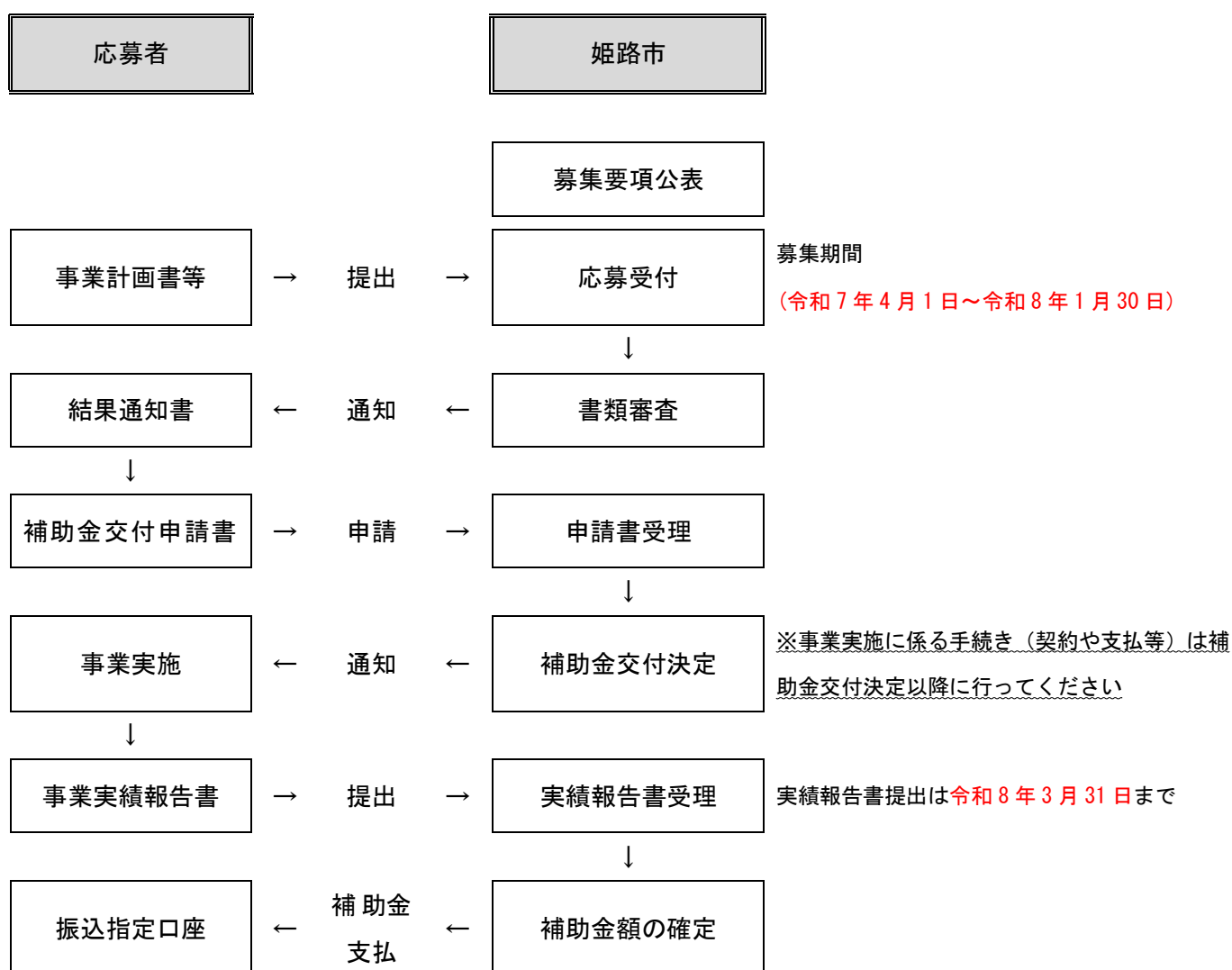
また、審査内容に関する問い合わせには、一切応じません。

(2) 事業認定の基準

項目	審査のポイント
事業の手法	遊休不動産を活用した事業又はリノベーションによる事業か。
事業の効果	対象エリアの活性化に向けた効果が期待できるか。

地域との連携	地域住民や近隣商店のニーズを把握し、連携はできているか。
事業計画の具体性	事業効果が最大限発揮できるような事業計画となっているか。
事業の独創性	他のエリアのモデルとなるような事業か。
事業計画の妥当性	実現可能な方法、予算で計画されているか。
地域への貢献度	効果が一過性ではなく、継続や発展が期待できるか。

7. スケジュール



8. 問い合わせ

姫路市 観光経済局 商工労働部 産業振興課 中心市街地活性化担当

（所在地） 〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地

（電話番号） 079-221-2453

（FAX） 079-221-2508

（Eメール） chushinkassei@city.himeji.lg.jp

※お越しになる場合は、事前に連絡をお願いします。